

くまむら議会だより



令和7年第9回定例会において、球磨村議会は議会最終日の12月12日に「行政運営の検証に関する調査特別委員会委員長報告」を行い、議員発議による「松谷浩一村長に対する不信任決議」及び「上部宏副村長に対する辞職勧告決議」を議決しました。

その後、12月15日に松谷村長より12月19日をもって辞職する届が提出され、12月17日の第10回臨時会においてこれに同意、同日議会も議員発議により「球磨村議会の解散に関する決議」を可決して、議会を解散しました。



松谷村長不信任案の採決

球磨村議会は12月17日に「球磨村議会の解散に関する決議」を可決して、議会を解散しましたが、松谷村長の不信任、議会の解散にいたるまでの経緯を村民の皆様に報告する必要があると考え、今回の特別号No.2を発行いたしました。

現議会広報特別委員会委員で発行する最後の議会だよりとなります。

ぜひご一読くださいますようお願ひいたします。

令和7年12月17日

球磨村議会広報特別委員会 委員長：板崎 壽一 副委員長：西林 尚賜
委 員：宮本 宣彦 委 員：永椎 樹一郎

行政運営の検証に関する調査特別委員会委員長報告

令和7年第7回定期例会において設置された「行政運営の検証に関する調査特別委員会」の審査結果を「報告申し上げます。

本委員会は、辞職勧告決議で示した5つの項目をはじめ、村政に関する問題を一つひとつ解決していく必要があると考え、これまでに10月1日、10月23日、11月18日と3回の委員会を開催しました。

しかし、執行部からの回答は本委員会を通じてほとんど同じで、従来の主張を繰り返すだけで何の進展もありませんでした。

本委員会で審議した内容について、それぞれの項目ごとに申し上げます。

1 辞職勧告決議の中でも示した5項目について

①一勝地温泉かわせみにおける未払い金の問題について

松谷村長は「村から未払い金を支出する」とは適切ではなく、また未払い金が発生した原因は（株）トランクセッションにあることから、私自身が責任を取る必要はない。今後は、物価高騰支援等により商工業者への支援で対応する。」との見解を示しました。

未払い金の問題に関しては、議会から再三、清算の確認を要請していたにもかかわらず放置し、そもそも松谷村長がもつと早い段階で決断をしていれば多額の未払い金が発生することもなかつたと思われます。未払金の支払方法に関しても、3つの方法があると議会に提示してから半年以上何も策を講じずに放置し、自分には責任がない、とうのは道義的に考えても無責任極まりない回答です。

更に、物価高騰支援により商工業者への支援を考えるというのは、債権者への救済にはなづく、論点のすり替え以外の何物でもありません。

かわせみの事業者、従業員に未払い金が発生してからもう1年が経過しています。この間、松谷村長が繰り返してきたのは、（株）トランクセッションと交渉すると云うことだけで、未払い金の債権者に対して何一つ手を打っていません。この先どれだけ時間をかけても、未払い金が支払われる見込みはなく、責任も取らない、これが、村のトップとして村民に示す姿勢であるとは信じがたい事実です。

②一般社団法人くまむら山村活性化協会について

清算にあたっては、村に非はないと判断し、今後は法的手続き以外関与しない、という回答でした。しかし、まだ不透明な部分があり、説明責任を果たしていないと思われます。

③人事異動について

松谷村長からは、「これまで以上に各課長との連携を図りながら慎重に行うとの回答がありました。が、村長、副村長に本当に適材適所の人事を行うことができるのか。安易な戻し人事を行い、結果的に退職者を出すなど、その資質を疑う点が多くあり、疑惑は解消されておりません。

④村長の職員に対する発言等について

職員との信頼回復は、半年以上経っても修復できていないと思われます。職員、管理職の不信感は更に募っており、信頼関係が崩壊している状態です。そして、この委員会を開催する間にも、問題解決が図られないことに加え、村長の政治的交渉力の欠如から更なる行政問題が発生し、職員の業務に支障をきたす事態となつております。

⑤義務教育学校一体型校舎建設について

令和5年度に、議会が一勝地での一体型校舎建設の提言書を提出し

たにもかかわらずこの問題を2年間も放置し、今年になつてようやく表明するところは田舎の決断力の乏しさを露呈するものであり、村民への説明責任を果たしていとは言えない状況もあります。また、決断の遅さから補助金等の問題も発生しており、一体型校舎建設にあたっては今後も先行きが心配される点があります。

以上の5点のほか、新たな問題も発生しております。

2 千寿園の無償貸付について

本議会は、当初から建物は条例を適用して無償にするのはいいが、駐車場は有償が基本であり、千寿園の駐車場に公共性はないので、議会の議決を得るべきである、と主張してきました。駐車場を無償にすることは是非以前に、議会に諮詢すべきである、ところのが議会の見解です。

しかし、村長は議会の意見に耳を貸すことはなく、検討もしないまま一体的に無償貸付とする契約を結び、本委員会において「無償貸付に問題はないが議会の主張もわかるので、契約は」のままだが、今後、有償貸付について協議したい」とあいまいで無責任な説明を繰り返しました。

議会からは、契約を起算日扱いだやり直し、駐車場については災害を理由に期間を区切つて無償にすることや、減額による契約を議会に諮詢することもできる、と具体的な案も示しています。

議会に対しても、自分の非を決して認めず、意見を受け止めるところない松谷村長の姿勢は、あまりにも傲慢であり、議会軽視の最たるものです。

したが、相手方に対しても本当に誠心誠意対応してきたのか疑問であります。

ましてや議会には、いまだに運営計画等詳細は何も示されておりません。松谷村長自身も政治的交渉力の欠如と認めたように、4月から指定管理ができなかつた場合の政治責任は大変重いといふことを認識していただきたいと思います。

以上、調査特別委員会において協議した内容を申し上げました。

松谷村長においては、議会に対しても自分が正しようと強引に物事を進め、否決されると、議会が賛成しないからと議会への責任転嫁を公言されきました。

また、辞職勧告を決議した議会を軽んじる以上に、職員、ひいては村民の信頼をも踏みにじつてくることを理解ください。

松谷村長の判断力、決断力における政治的能力の乏しさから、村はまさに危機的状況にあります。

本委員会としては、松谷村政では正常な行政運営や判断は不可能で、このままでは球磨村はますます混乱、停滞し、村の将来に禍根を残すことになります」とから、不信任に値するところのが、本委員会での結論です。

松谷村長におかれでは、この報告を真摯に受け止められるよう申し上げ、行政運営の検証に関する調査特別委員会からの委員長報告いたします。

令和7年12月12日

3 診療所の指定管理について

診療所の指定管理については、最近になつて議会に報告がありま

行政運営の検証に関する調査特別委員会委員長

宮本 宣彦

松谷浩一村長に対する不信任決議

本議会は、球磨村長 松谷浩一君を信任しない。
以上、決議する。

令和7年12月12日

球磨村議会

理由

本議会は、令和7年6月定例会において「問題を先送りにして何も解決せず、その不誠実な対応と村長としての資質を欠く発言により、村民はもとより、議会、職員、関係各般に大きな混乱を招いている。」として、松谷村長及び上部副村長に対して辞職勧告を決議した。

また、9月定例会において「行政運営の検証に関する調査特別委員会」を設置し、3回にわたり委員会を開催してきた。結果については先ほどの委員長報告のとおりであり、「問題解決には時間がかかります。検討します。」という言葉と、自分で判断できず「職員と決めました。」といつ責任転嫁の発言を繰り返す状況は、今後、何度も委員会を開催しても問題解決が図られる見込みはなく、松谷村長は不信任に値する、というのが結論である。

特に調査特別委員会において、一勝地温泉かわせみの未払い金や千寿園の無償貸付の問題について、全く改善されないまま現在も先送りしているのは、あまりにも傲慢で、議会軽視の最たるもので、これが村のトップとして村民に示す姿勢なのかと信じがたい思いがある。その上、診療所の指定管理に関して、交渉相手に不信感を与えるなど村長自身が認めたように政治的交渉力の欠如から、村の地域医療の要である診療所の存続が危ぶまれる重大事案も浮上している。

松谷村長は、これまで議会に対しても自分が正しいと強引に物事を進め、否決されると、議会が賛成しないからと議会への責任転嫁を公言してきた。しかし、自身の政治的判断能力の乏しさにより、村政が進

まず、復旧復興の方向性が見えてこないのが現実である。

復旧復興を進めるにあたって、先日、議会と執行部において金子大臣への要望活動を行ったが、今後も国や県の支援を仰ぐ事案が増えていくと思われる。

しかし、今も職員、管理職との信頼関係を修復できず、溝が埋まつてこない状況で、業務にも支障をきたしている。また、議会からの提言、指摘も無視することのみならず、近隣町村との信頼関係も崩壊している現状では、松谷村長による正常な行政運営や判断は不可能で、このままでは村はますます混乱、停滞し、衰退の一途をたどることは明白である。

本議会は、松谷村長が村政の混乱と信頼を失墜させた政治的、道義的责任は免れ得ないものであり、村民のために一日も早く球磨村を通常の姿に戻すべきであると想える。

松谷村長におかれでは、賢明な判断をいただき、即刻退陣され、今後の村政に関わらないことが村民にとって最良の判断であると申し上げ、松谷浩一村長に対する不信任決議の提案理由の説明とする。

※不信任決議とは

地方自治法第178条に基づき、議会が首長を信任しない旨を議決すること。

議員総数の3分の2以上が出席する本議会において、出席議員の4分の3以上の賛成で可決する。

松谷浩一村長への不信任決議については、賛成8・反対1で可決。（※特別多数決のため、議長も表決権を有する）

上部宏副村長に対する辞職勧告決議

上部副村長は、令和5年3月定例会において、本議会の同意を得て副村長に就任したものである。

その上部副村長に対して、本議会が、本年6月定例会で村長とともに辞職勧告を行ったにもかかわらず、議会に対しては「村長と一緒に後援会、支援者の皆さんと直接お会いして、いろんな意見をいただいた。」と発言し、続投を表明している。

本来であれば、まず副村長に同意をした議会に対して話をするのが筋ではなかったのか。

また、辞職勧告からすでに6か月が経過しているが、上部副村長が真摯に対応してきたとは到底考えられない。

- 1 山積する様々な課題に対して、松谷村長が判断できるようにマネジメントを行い、職員に指示を出して問題解決を図っている姿勢が見えない。

- 2 管理職と信頼関係を築き、職員の士気を高め、政策に反映できるような行動が取れていない。

- 3 村長が不在の時、職員はもとより、地域とコミュニケーションを取り、住民にとつても信頼される存在となるような対応が全然できていない。

- 4 副村長は特別職であり、年次休暇はないにもかかわらず、自由に個人的な理由による休みが非常に多い。

5 議会全員協議会において、副村長としての資質を疑うような發言を繰り返しており、看過できない状況である。

復旧復興が急がれる球磨村にあって、現在の行政の混乱、停滞は村政にとって危機的状況である。選任に同意した議会が求めていた職責と大きく乖離し、実行と信頼の要であるべき副村長が全く機能しない状況を、本議会はこれ以上容認するとはできない。

よって、上部宏副村長に対して2度目の辞職勧告決議を提出し、速やかに職を辞するよう勧告するものである。

令和7年12月12日

球磨村議会

※辞職勧告決議とは

辞職勧告決議は、議会が特定公職者に対して「辞職を勧める」決議。

不信任決議とは異なり、勧告に従わなくても法的拘束力はない。

上部宏副村長に対する辞職勧告決議については、全会一致で可決。

球磨村議会の解散に関する決議

村政運営にむかひは、議会と執行部はそれぞれ役割が明確に分かれしており、執行部は政策の立案、実施、行政サービスを行ひ、議会は議決による意思決定、執行部を監視するチェック機能を有しておあり、車の回転に例えられたものがこの連携・協力が不可欠である。

しかしながらまでは、様々な問題が山積する中、問題解決を先送りにすれどにより村政が停滞、混乱し、職員との信頼関係も修復できぬ状態であったことから、本議会は、このままだと村の将来に禍根を残すと判断し、令和7年12月12日に松谷赳一村長に対する不信任決議を可決した。

その後、松谷村長より令和7年12月17日をもつて辞職する届が提出され、本田、議会や村長の退職の期日に関する同意を議決したのである。

本議会としては、松谷村長に対する不信任決議は、覚悟をもつて提出したのである。今回の一連の事態を厳粛に取扱ふものである。松谷村長が不信任決議の持つ意味を深く理解され、血の繩を語るるところの村政運営にむかひ大きな決断をわれた。しかし、このままでの任期中の行政運営に拘らず深く感謝申し上げる次第である。

一方、議会の役割を回転で進めることが叶わなかつた。これは、我々議会が深く反省すべきであると認識している。本議会においては、行政と議会の役割を本来のあらざる姿に立て直すことを諂ひて、大きな決断をしなければならないこと難いところ、新たな議会と執行部の体制を確立し、議会と行政が密接に連携しながら、村政の安定と住民福祉の向上、信頼回復に努めていく必要がある。

今後は、村民のために、現在の村政の混沌、停滞した状態を、一日も早く通報の姿に戻し、スピード感をもつて復旧復興を進めていく決意である。

もつて、いよいよ、田のの責任をもつて解散し、村長選挙と回り選挙にて議会議員一般選挙を行つたがどうもものゝ、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本田をもつて球磨村議会を解散する。

以上、決議する。

令和7年12月17日

球磨村議会

※議会の解散に関する決議とは

地方公共団体の議会の解散に関する特例法によると、議会は当該議会の解散の議決をすれどがどうり。同法第2条第2項の規定によると、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を要するもの。

球磨村議会の解散に関する決議については、全会一致で可決。(※特別多数決のため、議長も表決権を有する)